

議案第74号

市道路線の廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第3項の規定により議決を求める。

平成27年2月4日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

路線名	延長 m	幅員 m	起 点	終 点	重要な経過地
K第235号線	66 97	1 82	さいたま市南区大字 太田窪字下2989 番1地先	さいたま市南区大字 太田窪字下2982 番4地先	
P第217号線	292 40	0 91 ～ 4 00	さいたま市緑区大字 大門字西裏1491 番1地先	さいたま市緑区大字 大門字西裏1438 番1地先	
31172号線	56 32	1 82	さいたま市西区大字 清河寺字須場124 8番1地先	さいたま市西区大字 清河寺字須場124 7番地先	